平成２１年（フ）第３７７号
和歌山市松江北７丁目８番15号
債務者　土手中清和
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８０号
和歌山市中島310番地の５
債務者　加納　章年
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８４号
和歌山市毛見1272番地の１
債務者　寺本　昌義
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８７号
和歌山市善明寺55番地ディアス山茂212号室
債務者　中野　剛寛
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８９号
和歌山県海南市船尾331番地１　セジュールＭＹ102号室
債務者　尾西有希子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０１号
和歌山県有田郡有田川町大字水尻211番地
債務者　村山智恵美（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０３号
和歌山市小豆島231番地の１
債務者　山路　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０４号
和歌山県海草郡紀美野町小畑334番地１
債務者　土田　有里（旧姓中）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０５号
和歌山市小倉393番地の21
債務者　東　しのぶ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４０９号
和歌山市野崎156番地の２　田村住宅
債務者　秦野　修二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１０号
和歌山市出水125番地の１
債務者　和田　　米
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１２号
和歌山県橋本市橋谷895番地の１―302
債務者　藤原　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２６３号
長崎県佐世保市金比良町３番６号
破産者　有限会社大忠建設
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３４号
神奈川県小田原市中村原990番地の３　グランデュールパレス105号、前住所神奈川県小田原市中村原480番地の１
破産者　亡諏訪孝三相続財産
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第５５１号
愛知県犬山市大字犬山字中野14番地の１
破産者　有限会社河村建設
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第８６１号
姫路市花田町一本松378番地
破産者　東洋教育機器株式会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２９６号
北九州市戸畑区新池２丁目７番１号
破産者　有限会社ザナドゥ
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第１４４号
北海道釧路市星が浦大通１丁目９番27号
破産者　株式会社ハマレンタル
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８７号
岩手県釜石市中妻町３丁目14番23号
破産者　有限会社小笠原正孝輪業
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２２８号
横浜市都筑区早渕１丁目18番19号
破産者　山田商事有限会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部